

## 自治基本条例の制定について

問 地方分権が進展して  
いく中で、自主自立  
の街づくりが求められてお  
り、自治体運営の憲法とも  
いうべき「自治基本条例」  
を制定する動きが広がりを  
みせている。これからは自  
治体は、わが町はいかにあ  
るべきかとする基本条例の  
制定によって位置付けられ  
るものと考えられる。特に  
本町においては忠類村との  
合併により新制幕別町が誕  
生するが、地域によってま  
ちまちな町づくりへの意識  
の統一を図る意味合いから  
も自治基本条例は不可欠な  
要素であると考えられる。

条例制定の必要性につい  
て、町長の取り組む姿勢に  
ついて伺う。

町長 平成12年に幕別町  
まちづくり町民参加条例を  
協働の町づくり支援事業に  
取り組みまちづくりへの住  
民の参加を積極的に進めて  
きた。自治基本条例はまち  
づくりに関する多くの事項  
を総合的に規定しているも  
のであるのに対し、本町の

まちづくり町民参加条例は、  
特定の行政活動への住民参  
加を規定する単独理念型、  
あるいは、特定対象型と言  
われるものである。合併後

まちづくりを図るためにには自治  
基本条例の制定も有効と考  
える。今後十分時間をかけ、  
先進地の事例など情報収集

に努め対応したい。

## 高齢者の後見支援制度 創設について

問 自分が一人で暮らし  
ていて高齢になり体  
の自由がきかなくなつたと  
き、あるいは入院したとき  
のことを想定したとき、不  
安になるのは有価証券や不  
動産の権利書などの財産の  
保全をどうするか、公共料  
金や医療費の支払いのため  
の預貯金の引き出しをどう

するかといつたことである。  
条例制定の必要性につい  
て、町長の取り組む姿勢に  
ついて伺う。

町長 社会福祉協議会と協議を  
進めている考へはないか伺う。  
誰もが年を重ねる  
力が低下することは避けら  
れない。特に一人暮らしの  
の新町において、まちづくり  
や日常生活への住民の意識  
の統一を図るために、自治  
基本条例の制定も有効と考  
える。今後十分時間をかけ、  
先進地の事例など情報収集

や日常生活への住民の意識  
の統一を図るために、自治  
基本条例の制定も有効と考  
える。今後十分時間をかけ、  
先進地の事例など情報収集

の新町において、まちづくり  
や日常生活への住民の意識  
の統一を図るために、自治  
基本条例の制定も有効と考  
える。今後十分時間をかけ、  
先進地の事例など情報収集

## 高齢者の虐待について

問 近年、お年寄りが施  
設の職員や家族から  
暴力を受ける高齢者虐待が  
問題となつてゐるが、高齢  
者虐待の要因はさまざまで、  
解決は簡単ではない。民間  
事業者に任せずに、自治体  
の責任ある取組みが問われ  
ているが、どのような課題  
があり、対策を考えている  
か伺う。

町長 施設入所者について  
ては、施設の管理基準及び  
監督権は、北海道が管轄し  
ていることから十勝保健福  
祉サービスの利用申請の代  
行などを行う生活支援員を  
派遣しており、本町では、  
幕別町社会福祉協議会が窓  
口となつてゐる。

また、判断能力が特に衰  
えた高齢者に対して、本人  
の権利や財産を守る成年後  
見人制度を適用することで、  
法律面や生活面での支援を行  
うことができ、この制度  
は、保健福祉センターが窓  
口になつてゐる。今後も、  
これら各種制度が有効に活

用されるよう、制度の周知  
と情報提供に努めたい。

問 介護保険認定者全員を対象  
に実施している調査訪問の  
際に、本人や家族から在宅  
状況の聞き取りを行つてい  
る。

また、在宅介護支援セン  
ターなどをはじめ幅広く相  
談窓口を設置し、対応して  
いる。

課題と対策については、  
施設入所者の場合、「施設  
でお世話になつてゐる」と  
いうような遠慮の意識か  
らなかなか訴えにつながら  
ないという実態もあると同  
じく。

専門機関や第三者の評価  
機関の設置、職員の資質向  
上のための外部研修会の必  
要性など課題として考えら  
れる。

高齢者の虐待防止には様々  
な課題があるが、十勝保健  
福祉事務所や、施設及び在  
宅サービス事業者と連絡を  
密にし、実態把握に努め、  
相談体制や、指導機能の充  
実を図つていきたい。

